

大阪府庁POS 手数料\2,700-



覚醒剤原料取扱者研究者再交付

覚醒剤原料 取扱者 研究者 指定証再交付申請書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第11条第1項の規定により指定証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

大阪府知事 殿

| | | | |
|-------------------|--|------------|-------|
| 指 定 証 の 番 号 | | 指 定 年月日 | 年 月 日 |
| 業 務 所 | 所 在 地 | | |
| | 名 称 | (TEL :) | |
| 再交付の事由 及びその年月日 | <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 亡失 今後は充分注意するとともに、指 定証を発見した時は速やかに返納 します。 | | 年 月 日 |

覚取法 11 条、30 条の 5

1. 留意事項

提出期限 事由が生じた日から 15 日以内

2. 添付書類

(1) き損した場合 き損した覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者指定証

3. 提出部数

| | |
|------------|-----|
| 生活衛生室薬務課管内 | 1 部 |
| 保健所管内 | 1 部 |